

呉市請負工事中間検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市請負工事等検査規程（昭和50年呉市訓令第3号）第2条第3号の中間検査に必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 呉市請負工事成績評定要領に基づく成績評定対象工事のうち、当初設計金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の当初工期（繰越を予定して発注した工事にあっては、契約図書に示す実質工期）がおおむね150日以上の工事の場合。

この場合における工事期間中の中間検査の実施回数は、当初設計金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上かつ当初工期がおおむね150日以上の工事については1回とし、当初設計金額が1億5,000万円以上かつ当初工期がおおむね200日以上の工事については2回を原則とする。

ただし、次の工事は対象から除く。

- ア 維持、除草、区画線、路盤構築を伴わない舗装工事等の単純な工事
- イ 工場製作期間が長く、現場での施工期間が短い（3か月未満）工事
- ウ 災害等により緊急かつ迅速な対応が不可欠である工事
- エ その他工事を担当する課長（課内室組織の長を含む。以下「工事担当課長」という。）及び技術監理室長が認める工事

オ 特記仕様書に工事成績評定を伴う中間検査の実施回数を明記していない工事

- (2) 呉市建設工事執行規則第42条第1項の規定による部分使用をする場合
(3) 完成検査時に出来形又は品質等の確認ができない重要な部位がある工事にあって、工事担当課長及び技術監理室長が必要と認める場合
(4) 受注者から検査の依頼があり、工事担当課長及び技術監理室長が必要と認める場合

(中間検査の実施時期)

第3条 中間検査は、完成検査及び出来形検査の実施時期、当該工事の主要工種、完成時に不可視となる部位等を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とし、検査員と監督員の協議の上、実施する。

(中間検査と完成検査及び出来形検査との関係)

第4条 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができる。ただし、中間検査後の現場状況の変化、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りでない。

- 2 中間検査で確認した出来形部分は、技術的確認は行うが給付の対象としない。

3 中間検査と出来形検査は、これを兼ねることができる。

(中間検査の結果不適合の場合の措置)

第5条 検査員は、中間検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、直ちに検査調書に併せて改善指示調書（様式第1号）を作成し、技術監理室長に提出しなければならない。

2 技術監理室長は、前項の規定により提出された改善指示調書が契約に適合すると認めたときは、直ちに当該改善指示調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。

3 工事担当課長は、前項の規定により送付された改善指示調書に基づき作成した改善指示書（様式第2号）を当該工事の受注者に交付し、改善の指示を行うものとする。

4 工事担当課長は、受注者から改善完了届（様式第3号）を受理したときは、直ちに改善完了検査依頼書（様式第4号）を技術監理室長に送付しなければならない。

5 技術監理室長は、前項の規定により改善完了検査依頼書を受けたときは、速やかに改善完了検査通知書（様式第5号）を当該工事担当課長に送付するものとする。

6 検査員は、改善完了を認めたときは、直ちに改善完了検査調書（様式第6号）を作成し、技術監理室長に提出しなければならない。

7 技術監理室長は、前項の規定により提出された改善完了検査調書が契約の内容に適合すると認めたときは、速やかに当該調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。

8 第5項から前項の場合において、検査員が認めたときは、当該改善完了検査は中間検査、出来形検査又は完成検査と兼ね、改善完了検査調書の作成を省略することができる。

(中間検査結果の通知)

第6条 技術監理室長は、呉市請負工事等検査規程第10条第3項又は前条第7項の規定により当該検査部分の適合を確認したときは、直ちに中間検査結果通知書（様式第7号）によりその旨を受注者に通知するものとする。

付 則

1 この要領は、平成26年5月13日から実施する。

2 この要領の規定は、平成26年5月13日以降に契約する工事から適用する。

3 この要領の規定は、平成27年4月1日以降に契約する工事から適用する。

4 この要領の規定は、平成28年6月1日以降に入札公告する工事から適用する。

5 この要領の規定は、令和5年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。